

「特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」等に対する
意見募集の実施について

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等に基づき、物理的な書面の交付が義務付けられている規制・制度を、オンライン（電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供）により行うことを可能とするため、「特定秘密の保護に関する法律施行令」及び「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を見直し、「特定秘密の保護に関する法律に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令（案）」を定めるに当たり、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、下記の要領で御意見を募集いたします。

記

1 意見募集対象

「特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」

「特定秘密の保護に関する法律に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に関する内閣官房令（案）」

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更（案）」

※ 特定秘密保護法の概要については、<<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/index.html>>を御参照ください。

2 意見提出期間

令和3年4月7日（水）から5月6日（木）までの間
（郵送の場合は5月6日消印有効）

3 意見提出方法

御意見については、4の意見提出様式に従い、次のいずれかの方法によって、日本語で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

e-Govの意見提出フォームに御記入ください。

(2) 電子メールアドレス

以下の電子メールアドレスに送信してください。

unyoukijun2021 (at) cas.go.jp

※ 送信する際は、(at) を@に換えてください。

(3) 郵送の場合

以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣情報調査室 意見募集係 宛

(4) F A X の場合

以下のF A X番号・宛先に送信してください。

03-3592-2307

内閣官房内閣情報調査室 意見募集係 宛

4 意見提出様式

以下の項目に従って意見を提出してください。記入事項を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

1. 個人／団体の別
2. 氏名／団体名（団体の場合は、代表者の氏名も御記入ください。）
3. 住所
4. 連絡先（電話番号、メールアドレス等）
5. 意見を提出する対象
6. 該当箇所

※ 頂いた御意見は最終的に論点ごとに整理いたしますので、下記記入例を参考としてどの項目に関する御意見かを明記してください。

7. 御意見

<記入例>

1. 個人
2. ××太郎
3. 東京都×××
4. ××××@××××× / 03-××××-××××
5. 施行令、内閣官房令又は運用基準のいずれに対する意見かを明記（例：「運用基準に対する意見」など）
6. 意見を提出する具体的箇所を明記（例：「Ⅲ2(1)」など）
7. 御意見

.....
.....

5 注意事項

- ・ 御意見を正確に把握するため、電話による御意見の受付は対応いたしかねますのであらかじめ御了承ください。
- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 電子メールによる御意見は、情報セキュリティ上の観点から、テキスト形式のメール本文でお送りください。添付ファイルは開封いたしませんので、添付ファイルに含まれている情報は御意見としては承れませんので御注意ください。
- ・ お寄せいただいた御意見については、今後の案の作成に当たって参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させ

ていただく場合があります。

- 電話番号やメールアドレス等については、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用させていただきます。

【お問い合わせ先】

内閣官房内閣情報調査室

電話：03-5253-2111（代表）